

平成14年度法務省事後評価実施結果報告書 に対する政策評価懇談会での意見

平成15年8月
法務省

「平成14年度法務省事後評価実施結果報告書」についての政策評価懇談会の意見は以下のとおりであり、法務省では、これらの意見を踏まえ、下記のとおり取り組みたいと考えている。

【全般について】

- 評価結果においては、単なる現状認識だけでなく、対象とした施策の今後の方向性や課題などとして考えていることについても言及すべきである。

(今後の取組)

政策評価の結果得られた情報は、的確に政策の企画立案や実施に反映させ、政策の質の向上を図ることが求められているものと理解している。御指摘も踏まえ、政策評価の結果を評価対象とした政策の今後の方向性や課題などについての検討になお一層活用し、その検討結果の説明を充実させていきたい。

- 分かりにくい外国語の使用はできる限り避け、国民が理解しやすい表現にするよう心がけるべきである。

(今後の取組)

政策評価の目的の一つが国民に対する行政の説明責任の徹底であることにかんがみ、国立国語研究所「外来語」委員会^(注)での検討結果などを踏まえつつ、分かりにくい外国語の使用を極力避けるなど分かりやすい記載を工夫していく。

(注) 国立国語研究所「外来語」委員会では、分かりにくい外来語について、分かりやすく言い換えるなどの工夫について検討されており、現在、本年4月に公表された「第1回「外来語」言い換え提案」に引き続き、「第2回「外来語」言い換え提案」公表に向けた検討が行われている。

【1 国民の権利の保全に関する法制度の整備・運営及び国民の基本的人権の擁護について】

- (1) 登記事務のコンピュータ化

- 「登記情報の電子化を推進する」ことを目標とし、コンピュータ化への移行率を評価指標として用いているところ、これも評価の一つの方法ではあるが、証明書類の交付までの待ち時間の短縮や登記簿抜き取りなどの不正事案の減少など、国民にもたらされる成果に着目した指標により評価することも検討すべきである。

(今後の取組)

登記情報を電子化することによって国民にもたらされる成果には、証明書類の交付までの待ち時間の短縮や登記簿抜き取りなどの不正事案の減少などがあるが、今後、コンピュータ化の進捗状況を踏まえ、御指摘のような評価の方法の可否についても検討してまいりたい。

【2 法秩序の維持（刑事・治安の面から）について】

(1) 被害者等通知制度の適切な運用

- 通知希望者のうち、どれくらいの割合の者に通知がなされているかを明らかにすべきである。

(今後の取組)

通知希望者のうち、通知をしなかった人数の割合については、ごく少数であると推測される上、その数値は、個別の事件の事情によるので、政策評価の観点からは関連性が薄いと考えられることなどから、現在、把握していないが、被害者等通知制度の運用状況が正しく理解できるよう、今後、全体の通知希望者のうち、通知をした人数の割合を把握し、報告することとしたい。

(3) 矯正施設における職業教育の充実強化

- 現在の労働需給に対応した様々な職業訓練種目を設けて取り組んでいること、資格又は免許を取得するために受験した受刑者の合格率が高い数値で推移していることから、受刑者の職業訓練の充実が図られていると評価できる。今後とも高い合格率が維持されることが望まれる。
- 矯正施設は、過剰収容状況にあるが、どのようにして増加する受刑者の職業訓練の機会を充実させるかが今後の大きな課題だと思われる。

(今後の取組)

今後とも労働需要に関する情報を収集・分析し、過剰収容状況下においても実施可能で、就職に有利となる訓練種目の企画立案を行うとともに、受刑者の訓練受講機会の拡大を図っていきたいと考えている。

(5) 更生保護活動の推進

- 保護司を適正に確保するために、若年層からの保護司の確保を図っていることは、保護司制度の充実策として評価できる。

(今後の取組)

保護司の確保に当たっては、年齢、職業、性別等に関して幅広い層から適任者を得る必要がありますが、中でも平均年齢が高い現状にかんがみ、若年層の保護司の開拓には特に力を入れてきたところである。

今後とも、一般市民に対する広報を充実させるとともに、地域の保護司組織を中心に、地方自治体や地域のボランティア団体等との連携を一層強化するなどし、多様な世代の保護司が確保できるよう努めてまいりたい。

【3 出入国の公正な管理について】

(1) 外国人の円滑な受入れ

- 「専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留の実現」は、今後、より多くの分野の外国人について推進していくべきであり、積極的な取組が望まれる。

(今後の取組)

入国管理局においては、従来から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れを積極的に推進するという方針に沿って外国人の受入れを図っているところ、近年、より高度な専門性を有する人材を確実に確保したいという社会のニーズが高まるとともに、経済活動上の規制緩和推進の流れにより、企業行動がより多様性を求めるようになるなど、一層柔軟な人的資源の活用が望まれているので、専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れに関しては、社会情勢の変化に応じ、内外の気運の高まりが認められる分野について、円滑かつ適正に受け入れるための条件及び環境を確保しつつ、人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していくよう、これら専門的・技術的分野の外国人受入れに対応する上陸許可基準、在留資格の見直し等を行うなど、受入れの拡大について積極的に検討してまいりたい。

(2) 好ましくない外国人の排除

- 「不法残留者数」を指標として掲げたことについては画期的で評価できる。
- 好ましくない外国人を排除するために、不法滞在者の背後にある犯罪組織に対する取組についても、積極的に取り組むべきである。

(今後の取組)

近年、我が国において外国人の関与する犯罪が多発しているところ、警察が検挙した来日外国人犯罪者の過半数が不法滞在者で占められるなどし、不法滞在者が来日外国人犯罪の温床となっている。入国管理局においては、不法滞在者の摘発体制の強化を始め、総合的な不法滞在者対策を講じているところ、我が国社会の安全と秩序の維持のためには、不法滞在者の摘発や偽変造文書対策など好ましくない外国人に対する直接的な施策を実施するだけでなく、不法滞在者の背後で暗躍・関与が認められる犯罪組織やブローカー等を処罰することが重要であると認識しており、不法就労助長罪等の積極的な活用を求めるなど、今後とも引き続き警察機関等関係機関と連携して対応してまいりたい。

【4 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理について】

(1) 国の利害に関係のある争訟の処理

- 目標に記載されている訴訟の分け方の違いが分かりにくいので、記載を工夫すべきである。

(今後の取組)

訟務部門の政策評価については、昨年度の懇談会においても、「司法に直接関わる部門において評価方法を定めることは、他の部門にない困難が伴うと思われる。」との意見が示されているところであるが、国民の皆さんによりよく理解していただけるような評価方法の検討に努めたい。

【すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等について】

(1) 広報活動の推進

- 単に、法務省の見学者数等の増加を達成目標とするのではなく、具体的な数値目標を立てて評価することを検討されたい。

(今後の取組)

広報活動の推進という施策の評価に当たり、具体的な数値目標を定めることについては、その達成度の測定が施策の評価指標として適當であるものがないか、引き続き検討してまいりたい。